

令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和8年3月分～適用
・介護保険料率: 令和8年3月分～適用
・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～適用
・子ども・子育て支援金率: 令和8年4月分(5月納付分)～適用
・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～適用

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料				子ども・子育て支援金		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		令和8年4月分(5月納付分) から納付いただきます		一般、坑内員・船員	
				9.77%		11.39%		0.23%		18.300%※	
等級	月額			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上	円未満	5,666.6	2,833.3	6,606.2	3,303.1	133.4	66.7		
2	68,000	63,000	73,000	6,643.6	3,321.8	7,745.2	3,872.6	156.4	78.2		
3	78,000	73,000	83,000	7,620.6	3,810.3	8,884.2	4,442.1	179.4	89.7		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,597.6	4,298.8	10,023.2	5,011.6	202.4	101.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,574.6	4,787.3	11,162.2	5,581.1	225.4	112.7	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,160.8	5,080.4	11,845.6	5,922.8	239.2	119.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,747.0	5,373.5	12,529.0	6,264.5	253.0	126.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,528.6	5,764.3	13,440.2	6,720.1	271.4	135.7	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,310.2	6,155.1	14,351.4	7,175.7	289.8	144.9	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,091.8	6,545.9	15,262.6	7,631.3	308.2	154.1	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,873.4	6,936.7	16,173.8	8,086.9	326.6	163.3	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,655.0	7,327.5	17,085.0	8,542.5	345.0	172.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,632.0	7,816.0	18,224.0	9,112.0	368.0	184.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,609.0	8,304.5	19,363.0	9,681.5	391.0	195.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,586.0	8,793.0	20,502.0	10,251.0	414.0	207.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,563.0	9,281.5	21,641.0	10,820.5	437.0	218.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,540.0	9,770.0	22,780.0	11,390.0	460.0	230.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,494.0	10,747.0	25,058.0	12,529.0	506.0	253.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,448.0	11,724.0	27,336.0	13,668.0	552.0	276.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,402.0	12,701.0	29,614.0	14,807.0	598.0	299.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,356.0	13,678.0	31,892.0	15,946.0	644.0	322.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,310.0	14,655.0	34,170.0	17,085.0	690.0	345.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,264.0	15,632.0	36,448.0	18,224.0	736.0	368.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	33,218.0	16,609.0	38,726.0	19,363.0	782.0	391.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	35,172.0	17,586.0	41,004.0	20,502.0	828.0	414.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	37,126.0	18,563.0	43,282.0	21,641.0	874.0	437.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	40,057.0	20,028.5	46,699.0	23,349.5	943.0	471.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	42,988.0	21,494.0	50,116.0	25,058.0	1,012.0	506.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	45,919.0	22,959.5	53,533.0	26,766.5	1,081.0	540.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	48,850.0	24,425.0	56,950.0	28,475.0	1,150.0	575.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	51,781.0	25,890.5	60,367.0	30,183.5	1,219.0	609.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	54,712.0	27,356.0	63,784.0	31,892.0	1,288.0	644.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	57,643.0	28,821.5	67,201.0	33,600.5	1,357.0	678.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	60,574.0	30,287.0	70,618.0	35,309.0	1,426.0	713.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	63,505.0	31,752.5	74,035.0	37,017.5	1,495.0	747.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	66,436.0	33,218.0	77,452.0	38,726.0	1,564.0	782.0		
37	710,000	695,000	730,000	69,367.0	34,683.5	80,869.0	40,434.5	1,633.0	816.5		
38	750,000	730,000	770,000	73,275.0	36,637.5	85,425.0	42,712.5	1,725.0	862.5		
39	790,000	770,000	810,000	77,183.0	38,591.5	89,981.0	44,990.5	1,817.0	908.5		
40	830,000	810,000	855,000	81,091.0	40,545.5	94,537.0	47,268.5	1,909.0	954.5		
41	880,000	855,000	905,000	85,976.0	42,988.0	100,232.0	50,116.0	2,024.0	1,012.0		
42	930,000	905,000	955,000	90,861.0	45,430.5	105,927.0	52,963.5	2,139.0	1,069.5		
43	980,000	955,000	1,005,000	95,746.0	47,873.0	111,622.0	55,811.0	2,254.0	1,127.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	100,631.0	50,315.5	117,317.0	58,658.5	2,369.0	1,184.5		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	106,493.0	53,246.5	124,151.0	62,075.5	2,507.0	1,253.5		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	112,355.0	56,177.5	130,985.0	65,492.5	2,645.0	1,322.5		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	118,217.0	59,108.5	137,819.0	68,909.5	2,783.0	1,391.5		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	124,079.0	62,039.5	144,653.0	72,326.5	2,921.0	1,460.5		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	129,941.0	64,970.5	151,487.0	75,743.5	3,059.0	1,529.5		
50	1,390,000	1,355,000		135,803.0	67,901.5	158,321.0	79,160.5	3,197.0	1,598.5		

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.77%)と子ども・子育て支援金率(0.23%)に介護保険料率(1.62%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和8年度の全国健康保険協会の任意継続被保険者における標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険、介護保険及び子ども・子育て支援金は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

加入者・事業主の皆さまへ

事業所内で回覧をお願いいたします。

宮崎支部

けんぽともっと!健康をもっと!

令和8年3月分(4月納付分)からの
保険料率のお知らせです

健康保険料率

現行

令和8年3月分～

10.09% ➡ 9.77%

〈全国平均保険料率の0.1%引下げ効果を含む〉

介護保険料率

子ども・子育て支援金率

現行

令和8年3月分～

令和8年4月分より新たにスタート

1.59% ➡ 1.62% 0.23%

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分(5月納付分)より子ども・子育て支援金制度が始まります。
※健康保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は労使折半となります。
※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は、令和8年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
特設サイトはこちら



健康保険料率9.77%のうち、6.53%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.24%分は 後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。
★ご加入の支部は資格情報のお知らせ等の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

全国健康保険協会 宮崎支部

お問い合わせはこちらまで

TEL 0985-35-5364

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

皆さまの健康を 未来につなぐために。

いきいきと働き続けるためには、
日々の健康が大切。
また、健康を保つことは、医療費や保険料率を
抑えることにもつながります。
あなたの健康を未来につなぐため、
日々の健康づくりに取り組みましょう。



「保険料率」の仕組みってどんなもの?



実は! **保険料率**は都道府県支部ごとに
決まっています、毎年改定されます!

保険料率は都道府県支部ごとの
医療費水準等に基づいて

決定しています。
つまり医療費を抑えることなどで、
保険料率を引き下げることができます。

都道府県単位保険料率は、都道府県支部ごとの年齢構成や所得水準の
差等を調整した上で、当該都道府県支部の加入者1人当たりの医療費に
基づいて毎年算出され、改定されています。

※現役世代の負担軽減、中小企業を取り巻く厳しい状況などの現在の社会経済
情勢などを踏まえ、令和8年度の全国平均の保険料率を0.1%引き下げました。



1分でかんたん! あなたの保険料 をチェック!

加入支部と標準報酬月額を選べば!
あなたの保険料額がわかります。

Check!

こちらの保険料率
サイトでチェック!



インセンティブ制度をご存じですか?

皆さまの健康への取組が、**保険料率の引下げ**につながります!

協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまの取組が保険料率の引下げにつながる
「インセンティブ制度」を取り入れています。
5つの指標について、各支部の取組のランク付けが行われ、
上位15支部に入ると保険料率が引き下げられます。



インセンティブ制度 5つの指標



指標 1

**特定健診等の
実施率**

健康状態を確認
するために健診を
毎年受けましょう。



指標 2

**特定保健指導の
実施率**

生活習慣を改善する
ために特定保健指導を
受けましょう。



指標 3

**特定保健指導
対象者の減少率**

健康的な生活を
心がけ、生活習慣を
見直しましょう。



指標 4

**要治療者の
医療機関受診率**

早期受診で
重症化を
防ぎましょう。



指標 5

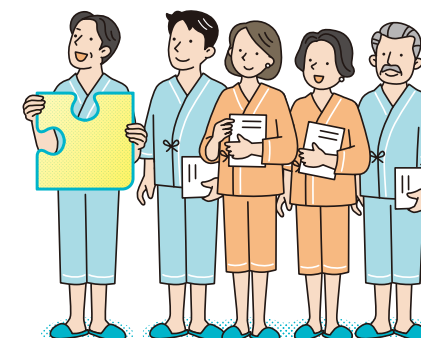
**ジェネリック医薬品の
使用割合**

ジェネリック
医薬品を積極的に
使いましょう。

まずは健診!

加入者・事業主の皆さまの取組で医療費の伸びを抑えることができれば
保険料率の伸びを抑えることができます。
保険料率の伸びを抑えるためには、
皆さまに健康づくりに取り組んでいただくことが重要です。

協会けんぽの健診がさらに手厚く、新しく! 詳しくはこちら ▶



「子ども・子育て支援金制度」が始まります。

令和8年4月より、子育て世代を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、
子ども・子育て支援金制度が始まります。詳しくはこども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁
ホームページ



事業主・ご担当者の皆さまへのお願い

従業員の皆さまに、保険料率の仕組みや健康づくりについて
ご理解いただけるよう、積極的なお声がけをお願いいたします。



「電子申請サービス」
が始まりました!

